

保有資産目録

団体の名称 _____

年 月 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名称	延床面積	所在地

イ 土地

地目	面積	所在地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権原	不動産の種類	所在地

(2) 地域的な活動を行うためのその他の資産

資産の種類及び数量

保有資産目録記載要綱

1 (1) ア 建物

○名称…○○町内会集会所、△区公民館等の名称が付されている場合はこれによる。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分による。
(参照：不動産登記法施行令第6条)

○延床面積…不動産登記法施行令第8条に基づき各層ごとに算出された床面積を合計したものとする。(注) 不動産登記法施行令第8条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線(一棟の建物を区分した建物については、壁その他の区画の内側線)で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てる。」

○所在地…市区町村内の地番(不動産登記法第91条、同法施行令第1条、第2条)及び家屋番号(同法第91条、同法施行令第5条)まで記載する。

1 (1) イ 土地

○地目…不動産登記法施行令第3条に定める区分により定めるものとする。
(注) 不動産登記法施行令第3条「地目は、土地の主たる用途により、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定める。」

○面積…不動産登記法第4条に定める「地積」と同一とする。
(注) 不動産登記法施行令第4条「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位と定め、一平方メートルの百分の一(宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルをこえるものについては、一平方メートル)未満の端数は、切り捨てる。」

○所在地…市区町村内の地番(不動産登記法第7条、同法施行令第1条、第2条)まで記載する。(立木の所有権については、1(1)イ土地の「地目」を「樹種」(立木に関する法律第15条第2号)、「面積」を「数量」(同法第15条第2号、立木登記規則第8条)と読み替えて記載する。なお、所在地については、「立木に関する法律」第15条第1号の事項に留意する。)

(注) 立木に関する法律第15条第1号「樹木が一筆の土地の一部分に生立する場合に於ては其の部分の位置及び地積、其の部分を表示すべき名称又は番号あるときは其の名称又は番号」

2 (1) ○権原…不動産登記法第1条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとする。(地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権)

○不動産の種類…土地、建物及び立木の区分による。

○所在地…原則として1に同じ。

2 (2) ○資産の種類…国債、地方債、社債といった区分により、銘柄(公社債の場合及び数量は「何会社物上担保附社債」、国債及び地方債の場合は「何分利付何債」)、券面金額及び取得金額を記入する。